佐世保市と畜場使用料の見直しについて
(答申)

令和８年１０月

佐世保市地方卸売市場運営協議会

答　申　書

佐世保市地方卸売市場運営協議会（以下、協議会という。）は、令和８年６月１２日付けで市長から諮問を受けた、「佐世保市と畜場使用料の見直し」について、その審議結果を次のとおり答申する。

本協議会は、諮問事項について専門的かつ集中的な審議を行うため、食肉市場関係委員及び学識経験者委員による食肉市場部会を設置し、佐世保市と畜場使用料の見直しについて、必要な額や施設運営の状況、近隣施設の使用料水準と運営状況、生産者負担、施設の利用実態及び出荷頭数への影響等を踏まえ、検討を行った。

１．本市と畜場の現状と課題

施設の老朽化に伴う設備更新や修繕費の増加、物価及び光熱費の上昇等により、施設の維持管理及び整備に必要な経費が増加している一方で、施設運営のための財源となる、と畜場使用料は、昭和 63 年の改定以降見直しが行われておらず、近隣の公設と畜場と比較して低い価格設定となっている。

現状において、使用料だけでは施設運営に必要な経費を賄えないことから、維持管理費の不足分については、と畜場の指定管理者であり、食肉市場の卸売業者である佐世保食肉センター株式会社（以下、食肉センターという。）の内臓販売等の事業収益による補填がなされ、施設整備費については、一般会計繰入金による、市税負担で補っている状況である。

また、市外生産者の施設利用が９割以上を占めている状況についても、受益者負担の観点から課題となっている。

このような現状を踏まえ、本市と畜場の将来にわたる安定的かつ持続可能な施設運営を行うための使用料の見直しは、喫緊の課題となっている。

２．使用料の見直しについて

使用料の見直しにあたって、次の点から検討を進めた。

（１）近隣施設への流出の可能性

（２）改定による生産者負担増・取扱数量への影響

（３）使用料見直し後の開設者、指定管理者への財源充当

●検討内容は次のとおり。

（１）近隣施設への流出の可能性

現行使用料を値上げすることで、生産者はより経費の低い近隣施設へ、出荷先を変更する

ことが懸念されるため、見直し後の使用料、輸送経費により、他施設への流出シミュレーションを行った。

その結果、一定の値上げ額の範囲において、近隣施設への流出は限定的であり、利用者数・使用料収入の大幅な減少の可能性は低いと考えられる。

また、生産者は、併設した市場機能による価格形成や買受人との継続した取引関係、産地に近い利便性等、他施設に対する優位性から本市と畜場へ出荷しており、使用料の値上げのみで、大規模な流出が起こるとの考えには至らなかった。

（２）改定による生産者負担増・取扱数量への影響

値上げによる大規模な流出の可能性は低いと考えられるが、使用料改定による生産者の負担増は、生産者の経営に直接影響を及ぼすことから、過度の改定を行えば、生産者の急激な減少につながり、生産頭数、出荷頭数の減少から、本市食肉市場における取扱数量に影響を及ぼすことも懸念された。

そのため、生産者及び市場への影響を考慮したうえで、改定料金を設定することとした。

（３）使用料見直し後の開設者、指定管理者への財源充当

食肉センターによる維持管理経費の補填については、副生物販売等の事業収益を維持管理に充当するスキームで施設の運営がなされており、と畜場運営に伴い得られる収益であることから、一定の合理性が認められるものの、その補填額は年々増加傾向にあり、負担の見直しが求められる。

一般会計繰入金による施設整備費の負担については、市外生産者の利用が大半を占める状況のもと、市税により施設整備費を負担することは、受益者負担の観点から課題があり、施設利用者に負担を求める必要がある。

このため、使用料の見直しにより受益者負担を求め、市と食肉センターの収入分配割合についても見直しを行う必要がある。

３．使用料見直しの考え方について

施設維持管理費及び施設整備費の財源確保のため、長期間据え置きとなっていた使用料の見直しは必要であると考えるが、必要となる財源を確保しながら、受益者負担の適切な額を考慮する必要がある。

使用料見直しを行った場合でも、直ちに大規模な利用者の流出の可能性は低く、改定額は必ずしも近隣施設の料金設定に一律に合わせた水準とするものではないと考える。

一方で、過度な改定は、生産者負担及び市場機能への影響が大きい。

本市と畜場の安定した施設運営に必要な財源を確保するとともに、生産者及び関係者への影響を総合的に勘案して、使用料見直しを検討した結果、具体的な内容は次のとおりとな

った。

（１） と畜場使用料改定額

と畜場使用料は、昭和 63 年以来改定されておらず、施設運営の持続性を確保しつつ、生産者負担、受益者負担、指定管理者負担及び市税負担の見直しを図り、佐世保市と畜場の持続的な運営を確保するため、使用料改定を求める。

牛・豚のと畜場使用料改定額については、流出シミュレーションによる利用頭数への影響、近隣施設との均衡、生産者負担及び市場機能への影響等を比較検討したうえで、総合的に勘案し、次の内容が適当と考える。

（と畜場使用料　税込み）

牛（成牛馬）	1頭	7,150円増額	（現行 2,420円	→ 改定後 9,570円）
豚	1頭	220円増額	（現行 1,265円	→ 改定後 1,485円）

（２）冷蔵庫使用料等

冷蔵庫使用料についても、受益者負担を求めるべきであり、と畜場使用料と同様に改定が必要であり、改定額については、市外の買受人の利用が多いことを踏まえて、近隣施設との均衡を考慮し、福岡食肉市場の使用料水準を基準とした設定が適当との結論に至った。

また、牛・豚以外の仔牛馬、幼牛、めん羊・山羊のと畜場使用料の改定額については、施設利用者数が限られ、利用頭数も少ないことから、近隣施設の平均額水準の改定額を基準とした。

（冷蔵庫使用料　税込み）

成牛馬	1頭/1日	88円増額	（現行 330円	→ 改定後 418円）
仔牛馬	1頭/1日	増額なし	（現行 198円）	
幼牛	1頭/1日	88円増額	（現行 99円	→ 改定後 187円）
豚	1頭/1日	22円増額	（現行 165円	→ 改定後 187円）
めん羊・山羊	1頭/1日	88円増額	（現行 99円	→ 改定後 187円）
内臓・副産物	10キログラムまでごとに/1日	増額なし	（現行 33円）	

（と畜場使用料　成牛馬・豚以外の畜種　税込み）

仔牛馬	1頭	1,210円増額	（現行 1,980円	→ 改定後 3,190円）
幼牛	1頭	253円増額	（現行 495円	→ 改定後 748円）
めん羊・山羊	1頭	253円増額	（現行 495円	→ 改定後 748円）

（３）と畜場使用料及び冷蔵庫使用料の改定時期

生産者等へ料金改定を周知したうえで、令和９年４月１日から改定することが適当であると判断した。

（４）使用料収入の分配割合（充当先）

使用料改定による増額後の使用料収入については、食肉センターが負担している維持管理費不足の改善と併せて、施設整備費についても受益者負担を求める観点から、その分配割合について検討を行った。

本市と畜場では、これまで使用料収入の全額を維持管理経費に充当してきたにもかかわらず、食肉センターが維持管理費不足分を負担していることから、改定による増収額については、まず維持管理費不足の改善に重点的に充当することが適当であると判断した。

一方で、施設整備費についても受益者負担による財源確保が求められていることから、維持管理費への充当を優先しつつも、施設整備費についても利用者に一定の負担を求めることが必要であるとの結論に至った。

その結果、

維持管理費（指定管理者）　90％

施設整備費（市）　10％

の割合を基本とすることが適当であるとの結論に至った。

これにより、指定管理者・市の負担割合の見直し、維持管理費不足額の改善を図り、施設整備費については、一般会計繰入金負担の十分な軽減が図られるものではないが、施設利用者に一定の受益者負担を求めることができる。

（５）市内・市外生産者の負担について

施設の維持管理や施設整備の費用は原則受益者負担だが、と畜場は高度な専門的設備を備えた施設であり、その維持・安定運営には佐世保市民の税金が投じられている。

今回、使用料改定を協議するにあたり、佐世保市民の負担の現状から、市内生産者と市外生産者の使用料に差を設けることも考えてよいのではないかとの提案があった。

また、このような施設を一自治体だけで維持・存続することが非常に困難であること、県産ブランドである「長崎和牛」の生産に重要な施設であること等を考慮して、県への支援要望を引き続き行うべきとの意見もあった。

市内生産者についても、使用料を少しでも上げるべきではないかとの意見もあるが、生産者支援については、長崎県はもとより、各自治体が施策を講じることが可能である。佐世保市においても、と畜場が所在するメリットを最大限に生かし、料金の設定において畜産振興策を講じることが想定される。

従って、市内生産者に対する料金設定・支援策については、市において政策判断願いたい。

（６）生産者・関係市町への周知

使用料改定に当たっては、生産者、買受人、関係団体及び関係自治体に対して周知及び説明を行い、新たな使用料への円滑な移行に努められたい。

（７）今後の使用料見直しについて

本市と畜場の使用料については、昭和 63 年の改定以降長期間見直しが行われず、その結果として近隣施設との料金差が拡大し、使用料水準と施設運営に要する経費との乖離が生じていた。

このため、今後の使用料見直しについては、物価、人件費、光熱水費等の変動状況や近隣施設の料金動向等を継続的に把握し、３年ごとを基本として、使用料水準を検証する仕組みを設け、適切な時期に見直しを実施する必要があると考える。

市においては、施設運営の持続性、生産者負担及び受益者負担の均衡を図る観点から、定期的な検証及び見直しの仕組みについて検討し、適切な時期に使用料の見直しを実施されたい。

以上、答申する。